

事務分担(主な論点) 追加資料

平成25年5月31日

法定協議会事務局(大阪府市大都市局)提出

2,100事務事業と8事務事業の関係

2,100事務事業とは

・2,100事務事業 = 府県権限 + 政令市権限 + 中核市権限 + 特例市権限 + 一般市権限 など

(仕分けの基本方針)

“中核市並みの権限”を基本に「広域自治体」と「特別区」に仕分け

従って、

基本的には、中核市以下の権限については、特別区が担う方向で作業を進めている

2,100事務事業がすべて8事務事業に収斂される訳ではない

大きな論点と考えられるのは、以下の3類型8事務事業

協議会で出された基本的な考え方や視点に基づいて、他の類似の事務事業の仕分けにいかしていく。

・政令市権限のうち住民に身近な権限をどうするのか
(権限移譲について国で議論がなされているものなど)

児童相談所
義務教育(小中学校)

・通常は市町村事務だが、特例により特別区ではなく東京都が担っているもの

都市計画
下水道
消防

・大阪市で特色ある取組みがなされているものや、大阪として課題のあるもの

保健所・保健センター
国民健康保険
生活保護

「中核市並みの権限」とは、中核市権限を基本としながらも、住民に身近な事務については、政令市の権限であっても特別区が担う場合もある一方、成長に関わる事務については、一般市権限であっても広域自治体が担う場合もある

《参考》

【地方公共団体の権限の状況】

斜線部分は特別区の権限

* 第30次地方制度調査会第6回専門小委員会提出資料より（一部修正）

	保健衛生	福祉	教育・文化	環境	まちづくり	治安・安全・防災
道府県	麻薬取扱者(一部)の免許 精神科病院の設置 臨時的予防接種の実施 特定毒物の製造許可	保育士・介護支援専門員の登録 身体障がい者更生相談所・知的障がい者更生相談所の設置	小中学校学級編制基準、教職員定数の決定 私立学校、市町村立高等学校の設置認可 高等学校の設置管理 博物館の設置の登録 重要文化財等の管理に係る指揮監督 埋蔵文化財の調査発掘に関する届出の受理	工業用地下水の採取の許可 第一種フロン類回収業者の登録 公害健康被害の補償給付 浄化槽工事業・解体工事業の登録	都市計画区域の指定 市街地再開発事業の認可 指定区間の1級河川、2級河川の管理 海岸保全区域の指定、管理 地すべり防止区域の管理	警察（犯罪捜査、運転免許等）
指定都市	精神障がい者の入院措置 動物取扱業の登録	児童相談所の設置	県費負担教職員の任免等の決定 遺跡の発見に関する届出の受理	建築物用地下水の採取の許可	区域区分に関する都市計画決定 指定区間外の国道、県道の管理 指定区間の1級河川(一部)、2級河川(一部)の管理	
中核市	保健所の設置 国民健康・栄養調査の執行 飲食店営業等の許可 温泉の利用許可 犬・ねこの引取り 旅館業・公衆浴場の経営許可 理容所・美容所の位置等の届出の受理 薬局の開設許可[未施行] 毒物・劇物の販売業の登録	保育所・養護老人ホームの設置の認可・監督 介護サービス事業者の指定(一部を除く) 第一種社会福祉事業の経営許可・監督 障がい福祉サービス事業者の指定 身体障がい者手帳の交付 母子福祉資金・寡婦福祉資金の貸付け	県費負担教職員の研修 重要文化財(一部)の現状変更等の許可	一般廃棄物処理施設・産業廃棄物処理施設の設置の許可 ばい煙発生施設・ダイオキシン類発生施設の設置の届出の受理 土壌汚染の除去等の措置が必要な区域の指定 浄化槽の設置の届出の受理	屋外広告物の条例による設置制限 サービス付き高齢者向け住宅事業の登録	
特別市				一般粉じん発生施設の設置の届出の受理 汚水又は廃液を排出する特定施設の設置の届出の受理	市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可 土地区画整理組合・防災街区計画整備組合の設立の認可	
市町村	市町村保健センターの設置 健康増進事業の実施 定期的予防接種の実施 結核に係る健康診断 埋葬、火葬の許可	保育所の設置・運営 生活保護 （市及び福祉事務所設置町村が処理） 養護老人ホームの設置・運営 障がい者自立支援給付（一部を除く） 身体障がい者相談・知的障がい者相談の委託 介護保険事業 国民健康保険事業 母子健康手帳の交付 子ども手当の支給	小中学校の設置管理 幼稚園の設置・運営 就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対する援助 県費負担教職員のサービスの監督、勤務成績の評定	一般廃棄物の収集や処理 騒音、振動、悪臭を規制する地域の指定、規制基準の設定（市のみ） 浄化槽清掃業の許可	上下水道の整備・管理運営 下水道の整備・管理運営 都市計画決定 都市計画決定 市町村道、橋梁の建設・管理 準用河川の管理	消防・救急活動 災害の予防・警戒・防除等 (その他) 戸籍・住基

8事務事業の現状と検討の方向性

《現状（事務の特徴・課題等）》

大阪府	大阪市
<p>政令市（大阪市・堺市）を除く府全域を6つの管轄地域に分け、それぞれに子ども家庭センターを設置し、児童相談から必要に応じて措置、それらに係る施設の確保等まで、一貫して対応。</p> <p>府全域にわたる広域的な活動を通じた児童相談・児童虐待対応等に係る人材育成や知見集積、府内市町村の後方支援。</p> <p>大阪市・堺市とは、管轄地域も分け役割分担しているが、措置先となる児童福祉施設の相互利用等について定期的に協議の場を持つなど、連携も実施。</p>	<p>政令市権限に基づき、こども相談センターを1箇所設置し、児童相談から必要に応じて措置、それらに係る施設の確保等まで、一貫して対応。</p> <p>平成16年の児童福祉法改正などにより、児童福祉推進に関する市町村の主体性を強化。</p> <p>各区役所では、地域のネットワークと連携しながらこども・子育て家庭への支援を行うとともに、状況に応じて、こども相談センターが区の後方支援を実施。</p> <p>[参考]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 横須賀市：H14年に子ども虐待予防相談センターを設置するなど子育て支援に注力、H18年に児童相談所を設置し、これまでの市の機能と合わせ一体的に対応 ・ 金沢市：H15年に設置した教育プラザで様々な相談事業を実施、H18年の児童相談所設置により、子育て支援から要保護児童対策まで、福祉・保健・教育が連携した「子ども子育ての総合相談・支援体制」を構築

【制度的課題】

- ・大阪市では、これまで一つの児童相談所とそれぞれの区役所が役割分担・連携を図り、児童福祉施策を推進してきた。
- ・子どもを取り巻く状況が非常に厳しい中、特別区への再編に際して、児童相談所を誰が担えば、より効果的に対応できるのか

検討の方向性

	A案 広域自治体が担う	B案 特別区が担う
効果	<p>広域自治体に一元化することで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時の対応体制や専門人材の確保 ・ ノウハウの蓄積・活用 ・ 効率的、安定的な施設の確保 <p>等が可能になるのではないか。</p>	<p>住民に身近なところに児童相談所を設置することで、区長の方針や考え方の反映が容易となり、特別区の実情に応じた特色ある施策展開やよりきめ細かな対応が可能になるのではないか。</p> <p>(地域、NPOと連携したネットワークづくり、児童の被害を防止する体制強化等)</p>
課題	<p>区長の方針や考え方のもと、特別区の実情に応じた施策展開やよりきめ細かな対応を行うのは難しいのではないか。</p>	<p>特別区単体で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時の対応体制や専門人材の確保 ・ 施設の確保 ・ ノウハウの蓄積、活用 <p>などを全て備えることは難しいのではないか。</p> <p>その場合、特別区間または広域自治体との人事交流やノウハウ共有化の仕組みなどを検討することが必要ではないか。</p> <p>あわせて、措置等に伴う児童福祉施設の広域的な確保と調整の仕組みなどについても検討することが必要ではないか。</p>

住民に身近な特別区が児童相談所を設置できるような方向で制度設計に着手。
今後、特別区の規模・区割ごとに事務分担や財源配分、職員体制などの検討を進めるなかで、専門人材や施設の確保等についても精査・検証を重ね、方向性を確定していく。

《現状（事務の特徴・課題等）》

大阪府	大阪市
<p>小中学校は市町村が設置管理を行っているが、教職員に対する給与負担や任命・懲戒等の人事権、研修の責務は都道府県にある。</p> <p>政令指定都市は人事権、研修の責務が、中核市には研修の責務がある。</p> <p>なお、事務処理特例条例により人事権、研修の責務が、平成24年度から豊能地区5市町に移った。（ただし、豊中市については事務処理特例条例により人事権の移譲を受けるとともに、中核市移行により研修の責務を担うこととなった）</p>	<p>大阪市が学校の設置管理に加え、人事権や研修までトータルの権限・責任を有しており、市域で一貫した教育行政を行っている。</p> <p>大阪市と他市との比較</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高槻市（中核市・人口36万人） 小中学校数で約7倍 児童生徒数で約6倍 ・ 岸和田市（特例市・人口20万人） 小中学校数で約12倍 児童生徒数で約9倍 <p>これらを一つの教育委員会で一体的に担っている。</p>

【制度的課題】

・特別区への再編に際しては、特別区が教育委員会を設置し、小中学校の設置管理を行うことになるが、保護者・教員・地域が一体となって学校経営を行うことが求められているなか、どこまでの権限を担えば、住民ニーズに応じた特色ある教育行政を行うことができるか。

検討の方向性

	A案 特別区が小中学校を設置管理し、 人事権等は広域自治体が行う	B案 特別区が小中学校を設置管理し、 人事権等も特別区が行う
効果	<p>学校の設置管理については特別区が権限と責任を持つことになり、住民に選ばれた区長の指揮の下、住民参画を得ながら、より地域特性や学校の実情に応じたきめ細やかな教育行政の展開が期待できるのではないかと。</p> <p>広域的な観点からの人事や効率的な研修が可能となるのではないかと。</p>	<p>住民に選ばれた区長の指揮の下、住民参画を得ながら、より地域特性や学校の実情に応じたきめ細やかな教育行政の展開が期待できるのではないかと。</p> <p>特別区が教職員人事権や研修まで含めたトータルの権限と責任を持つことになり、学校経営や教育に携わる教職員に対し、特別区の教育行政に対する理念や方針などが伝わりやすくなるのではないかと。</p>
課題	<p>特別区には教職員人事権や研修権がなく、区長の教育行政に対する理念や方針などが学校経営や教育に携わる教職員に伝わりにくいのではないかと。</p>	<p>特別区の規模・区割りによっては、教職員の異動や採用、研修の面で課題が生じる可能性があり、円滑にできるしくみを検討することが必要ではないかと。</p>

住民に身近な特別区が人事権や研修も含めて総合的に小中学校の管理運営を行うことができるような方向で制度設計に着手。

今後特別区の規模・区割りごとに事務分担や財源配分、職員体制等の検討を進める中で、特別区のもつ権限に関して、精査・検証を重ね、方向性を確定していく。

《現状（事務の特徴・課題等）》

大阪府	大阪市
<p>都市計画区域マスタープランは、府内を4つの都市計画区域に分け、大阪市域を1つとした区域と、その周辺の3つの区域で策定されている。</p> <p>大阪府は、大阪市を除く市町村と権限を分担して連携のもと、広域的なまちづくりと地域に根差したまちづくりを進めている。</p>	<p>大阪市の都市計画区域マスタープランは、市域で独立した都市計画区域となっている。</p> <p>大阪府は、ほとんどの都市計画権限を有しており、広域的なまちづくりから地域に根差した身近なまちづくりまでを総合的に進めている。</p>



【制度的課題】

・まちづくりは、広域的・一体的な視点と住民に身近な視点を併せもって進めていく必要があるが、特別区への再編に際して、誰がどのように都市計画権限を担えば、効果的に大阪のまちづくりを進めることができるのか。

検討の方向性

	A案 都道府県・一般市の役割分担を基本	B案 東京都・特別区の役割分担を基本
効果	分権の流れに沿って、住民に身近なまちづくりが可能になるとともに、住民意見の反映や地域協働など、住民参加のまちづくりが進むのではないか。	広域自治体に広域的な視点が必要な権限が集約されることにより、都市として一体的な都市づくりが可能になるのではないか。 大阪都市圏の中核である市内においても、小規模とはいえ特定街区や都市施設、市街地開発等の権限を特別区が持つことで、より住民に身近なまちづくりが進むのではないか。
課題	大阪のような大都市では、地域主導のまちづくりに加えて、広域的な視点での一体的な都市づくりが必要ではないか。	広域自治体に権限が集中し、住民に身近なまちづくりを進める点で、課題があるのではないか。

東京都区と同様に、広域自治体に一体的な都市づくりに必要な権限を集約するとともに、地域のまちづくりに必要な権限については特別区が担う方向で、制度設計に着手。

今後、広域自治体と特別区が、具体的にどのような権限を担うのか、さらに検討を深めて、方向性を確定していく。

《現状（事務の特徴・課題等）》

大阪府	大阪市
<p>大阪市等の単独公共下水道以外の府域で、流域下水道と市町村の公共下水道が連携して、整備を進めている。</p> <p>猪名川はじめ7流域で14処理場を設置。</p> <p>今後、施設の整備や改築・更新にあたって、多額の事業費が見込まれている。 （新規残事業：約1100億円 改築更新：約140億円/年）</p> <p>今後の人口減少とも相まって、処理水量の減少傾向が見込まれている。（処理水量H21ピーク） 晴天時・日平均処理水量（実績）</p>	<p>単独公共下水道により整備を進めている。</p> <p>古くから地形に沿って効率的に整備が進められてきたことから、現在の行政区と下水処理区が一致していない。</p> <p>24行政区で12処理場を設置。</p> <p>今後、施設の整備や改築・更新にあたって、多額の事業費が見込まれている。 （新規残事業：約4900億円 改築更新：約435億円/年）</p> <p>今後の人口減少とも相まって、処理水量の減少傾向が見込まれている。（処理水量H9ピーク） 晴天時・日平均処理水量（実績）</p>



【制度的課題】

・大阪市域の下水道を特別区に分割できない状況の中で、特別区への再編に際して、下水道を誰が担えば、効果的・効率的に下水道行政を進めることができるのか。

検討の方向性

	A案 特別区の水平連携により実施	B案 広域自治体が一元化して実施
効果	現在、大阪市が行っている下水道事業を特別区に分割せず水平連携で担うことで、現行の事業レベルは維持できるのではないか。	下水道事業の広域自治体への一元化により、事業の重点化や効率的な組織体制の整備、施設・インフラの統廃合等が可能になるのではないか。
課題	水平連携によって、事業の重点化、効率的な組織体制づくりなどの課題に、スムーズに対応していくことができるのか。	公共下水道は本来は基礎自治体の役割であり、広域自治体による下水道の整備・管理に、地域の声を十分に反映できる仕組みがつけられるのか。

下水道事業の一元的な実施による事業の重点化や効率的な組織体制の整備等の観点から、広域自治体が担う方向で制度設計に着手。

広域自治体への一元化による効果・課題について、さらに検討を深め、方向性を確定していく。

《現状（事務の特徴・課題等）》

大阪府	大阪市
<p>直接的な消防活動は行っていない。</p> <p>【参考】消防組織法 第29条 都道府県は、市町村の消防が十分に行われるよう消防に関する当該都道府県と市町村との連絡及び市町村相互間の連絡協調を図る…。 第43条 都道府県知事は…非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村の消防長…に対して…災害の防御の措置に関し、必要な指示をすることができる。… 第44条の2 一の都道府県の区域内において災害発生市町村が二以上ある場合において、緊急消防援助隊が…出動したときは、…知事は、消防応援活動調整本部を設置するものとする。</p>	<p>消防組織法による市町村消防の原則に基づき、消防局と市内25消防署・64出張所からなる体制で、市内24行政区域の消防を一体的・効率的に担っている。</p> <p>救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令に基づき、特別高度救助隊を設置するなど、高度な機能を有している。</p>



【制度的課題】
 ・特別区への再編に際して、消防事務を誰が担う又は管理すれば、より効果的に対応できるのか。

検討の方向性

	A案 それぞれの特別区が消防事務を担う	B案 特別区の水平連携により消防事務を担う	C案 広域自治体が特別区の消防事務を管理
効果	<p>特別区の実情に応じた消防力の整備が可能になるのではないかと。</p> <p>区長の下、日常の消防業務をよりきめ細かに遂行することができるのではないかと。（例：特別区の他の事務（建築行政）と連携した安全なまちづくりなど）</p>	<p>現行の組織体制を保持することで、現在の消防力を維持することができるのではないかと。</p> <p>水平連携による方式は、大阪府域のみならず、全国で実施されており、消防組織としての指揮命令等も含め、なじみやすいのではないかと。</p> <p>将来的に、周辺市町村との水平連携により、消防力のさらなる強化を進めることができるのではないかと。</p>	<p>現行の組織体制を保持することで、現在の消防力を維持できるとともに、大規模災害時の首長の指揮・調整機能も明確になるのではないかと。</p> <p>ハイパーレスキューについては本来国に責任。地方に委ねる場合には、国の制度改革等は必要なものの、広域的な視点からハイパーレスキューなどの機能強化を、広域的自治体の責任で進めていくことができるのではないかと。</p> <p>将来的に、周辺市町村からの、事務委託という手法を通じて、消防力のさらなる強化を進めることができるのではないかと。</p>
課題	<p>現在の組織体制を特別区に分割することとなることから、都市型の広域的な大規模災害に対応できる消防力の確保に課題があるのではないかと。特に、ハイパーレスキュー等の高度な機能を保持することは困難ではないかと。</p> <p>大規模災害時や特別区間を跨ぐ災害時への対応など、指揮・調整機能を明確にする必要があるのではないかと。</p>	<p>特別区の実情に応じた消防力の整備等よりも、構成特別区全域的な観点での整備等が重視されるのではないかと。</p> <p>ハイパーレスキュー等の高度な機能を保持・強化していくことができるのか。</p>	<p>特別区の実情に応じた消防力の整備等よりも、広域的な観点での整備等が重視されるのではないかと。</p>

現在の大阪市内の消防力の維持、大規模災害時の消防力の確保・ハイパーレスキュー等の機能強化の観点から、広域自治体が特別区の消防事務を管理する方向で制度設計に着手。

今後、広域自治体が管理することによるメリット・デメリットなどについて、さらに検証を深めながら方向性を確定していく。

《現状（事務の特徴・課題等）》

大阪府	大阪市
<p>保健所は、地域保健における広域的、専門的かつ技術的拠点として整備。</p> <p>府保健所の管轄人口は、平均約30万人</p> <p>平成6年の地域保健法の制定により、母子保健などの地域住民に身近な保健サービスは市町村が担うことになった。</p> <p>市町村は、地域住民に対する保健サービスの実施拠点として保健センターを整備し運営している。</p>	<p>大阪市は、保健所と市町村保健センターの機能を併せて有することから、その役割分担を再構築し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所では、「事業者」を対象とした保健サービスなどを1か所に集約して効率的に実施。 ・各区保健センターでは、保健所業務の一部を含め、「住民」を対象とした保健サービスを総合的に担っている。
<p>その結果、市町村では、母子保健サービスを中心に地域の実情に応じた取組みが広がっている。</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診来所時の絵本の読み聞かせ ・管理栄養士の配置による成人病予防の促進、指導 ・住民組織などとタイアップした健康づくりの推進 など 	

【制度的課題】

・特別区への再編に際して、保健所・保健センター機能を誰がどのように担えば、住民の安全、安心の向上が図れる総合的な保健サービスを提供できるのか。

検討の方向性

	A案 広域自治体が設置	B案 特別区が水平連携により設置	C案 特別区ごとに設置
効果	<ul style="list-style-type: none"> ○現行の保健所機能をそのまま引き継ぐことにより、保健サービスの水準維持が期待できるのではないか。 ○併せて、広域自治体の他の保健所と連携した効率的な運営が期待できるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○現行の保健所機能をそのまま引き継ぐことにより、保健サービスの水準維持が期待できるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○保健センターとの連携により、地域の実情に応じた総合的な保健サービスの展開が期待できるのではないか。 <p>(例：有害物質による健康被害やO-157等による食中毒・感染症対策など、保健所と保健センターが一体となって取り組まなくてはならない健康危機対応など)</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○保健センターによる対人保健サービスが分離されるため、特別区による総合的な保健サービスの展開が難しくなるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○保健センターによる対人保健サービスが分離されるため、特別区による総合的な保健サービスの展開が難しくなるのではないか。 ○水平連携により、健康危機緊急時（食中毒・感染症など）の対応を円滑に行うことができるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○特別区の区割りや規模によっては、専門人材の確保が課題となることも考えられ、対応策を検討することが必要ではないか。 ○保健所1か所に集約されていたサービスの分割に伴い、効率面での課題が生じることも考えられ、効率性をいかに確保するのか検討することが必要ではないか。

- 現在、大阪市が実施している保健所と保健センターによる効率的で質の高い保健サービスを活かしながら、さらに地域の実情に応じた総合的なサービス展開が可能となるよう、特別区に複数の保健センター設置も視野に入れ、特別区ごとに保健所・保健センターを設置する方向で制度設計に着手。
- 今後、特別区の規模・区割りごとに事務分担や財源配分、職員体制などの検討を進める中で、専門人材の確保や効率的な運営のあり方等についても精査・検証を重ね、方向性を確定していく。

《現状（事務の特徴・課題等）》

大阪府	大阪市
<p>府内市町村の国民健康保険の財政状況が厳しい中、保険者の健全な財政確保と事業の円滑な運営を図るため、必要な支援、指導助言等を実施。</p> <p>収納率などの目標設定や、医療費適正化の取組みなどを推進するための方針として、国民健康保険法に基づき、大阪府国民健康保険広域化等支援方針を策定。</p> <p>市長会、町村長会とともに市町村国保の広域化を国に要望。</p>	<p>大阪市が保険者として一元的に国民健康保険事業を運営しているため、保険料は市域内で同一。</p> <p>区役所において保険料の徴収、納付相談等を実施しており、区役所と福祉局が連携して収納率向上に向けた取組みを実施。</p> <p>保険料負担の軽減等のため、毎年400億円を超える一般会計からの繰入を行っており、保険財政として多額の累積赤字を抱える厳しい状況。</p>



【制度的課題】

・国民健康保険については、厳しい財政状況や保険料格差などの課題を抱え、広域化が検討されている状況にあり、特別区への再編に際して、国民健康保険を誰が担えば、将来を見据えて効果的な対応ができるのか。

検討の方向性

	A案 特別区に再編	B案 広域化が実現するまで、 特別区の水平連携で実施
効果	健康保持増進事業などの医療費抑制対策や収納率向上対策などについて、地域の実情に応じた特色ある施策が期待できるのではないかと。	これまでの大阪市域内の保険財政や保険料の枠組みが維持でき、広域化する際にスムーズに移行できるのではないかと。
課題	各特別区単位で保険財政の安定化が確保されるのか。 特別区間で保険料格差が生じる可能性があるのではないかと。	健康保持増進事業などの医療費抑制対策や収納率向上対策などについて、住民に身近な特別区で実施できる仕組みが必要ではないかと。

市町村国保の広域化（広域自治体が保険者）が実現するまでは、特別区の水平連携で実施する方向で制度設計に着手。

水平連携で実施する際の課題等を精査して、方向性を確定していく。

《現状（事務の特徴・課題等）》

大阪府	大阪市
<p>福祉事務所を設置していない町村について、生活保護に関する事務を実施。</p> <p>府内の実施機関（大阪市、堺市を除く）に対して監査指導等を実施。</p> <p>貧困ビジネス規制条例の制定や、国への制度改正の提案などの取組み。</p>	<p>区役所が実施機関として生活保護に関する事務を実施し、福祉局が各区役所に対して監査指導等を実施。</p> <p>生活保護率の上昇により財政負担が過重になる中で、副市長をトップとする生活保護適正化連絡会議を設置し、生活保護の制度上の課題等に取り組むとともに、福祉局と区役所が連携して不正受給対策などを実施。</p> <p>各区役所で培われた現場のノウハウを集約し、企画立案や国への制度改正の提案に繋げ、これをさらに現場にフィードバックする取組みを実施。</p>

【制度的課題】

・生活保護率の高い地域が大阪府域を超えて広がる厳しい状況のなか、特別区への再編に際して、生活保護の実施機関としての業務は特別区が担うこととなるが、これまで大阪府が培ってきた高度な企画立案機能等については、誰がどのように担えばより効果的な対応ができるのか。

検討の方向性

	A案 特別区の水平連携により担う	B案 広域自治体が担う
効果	現行の生活保護に関する本庁機能が水平連携の主体に移行することで、これまで培われてきた企画立案機能等を維持できるのではないか。	これまで培われてきた企画立案機能等を府域全体に広げることができるのではないかと。 広域自治体が府域全体の知見を集約し、その成果を特別区にフィードバックすることで、より効果的な施策展開が期待できるのではないかと。
課題	大阪市が培ってきた企画立案機能等が市域内にとどまるのではないかと。	特別区の現場のノウハウを広域自治体の機能に活かしていくには、特別区と広域自治体間の連携や人事交流の仕組みが必要ではないかと。

生活保護の実施機関は特別区が担い、生活保護行政に関する企画立案や制度提案などの機能は、広域自治体が担う方向で制度設計に着手。

大阪市が培ってきた能力・ノウハウ等を活かせるよう、さらに検討を深め、方向性を確定していく。